

健生食輸発0531第4号
令和6年5月31日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ネパール産食品のアフラトキシン)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正：令和6年5月17日付け健生食輸発0517第1号)により通知したところである。

今般、輸入時の検査命令において、DUGAR SPICES & FOOD PRODUCTS(P)LTD.の製造した赤とうがらし、ターメリック及びフェネグリークの種子を含むネパール産食品からアフラトキシンが検出されたことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するとともに、別添2の1の別表4の同社の対象品目を同様に改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のネパールの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
赤とうがらしを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
赤とうがらし、 <u>ターメリック</u> 又は <u>フェネグreekの種子</u> を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

に改める。